

# はなまき 社協情報

臨時号 2014. 4. 1

編集発行：社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会 本所

〒025-0095 花巻市石神町 364 番地 電話 0198-24-7222 Fax 0198-22-4283

http://hanamaki-syakyo.or.jp/ Eメール [hanamaki-syakyo.vo@proof.ocn.ne.jp](mailto:hanamaki-syakyo.vo@proof.ocn.ne.jp)

○大迫支所	〒028-3203	花巻市大迫町大迫第13地割23番地1	TEL 0198-48-4111	FAX 0198-48-4085
○石鳥谷支所	〒028-3101	花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地3	TEL 0198-45-4666	FAX 0198-46-1171
○東和支所	〒028-0115	花巻市東和町安俵6区71番地	TEL 0198-42-3151	FAX 0198-42-3816

平成26年4月1日から

## 花巻市役所に総合相談センターを開設します

平成26年4月1日から、花巻市と花巻市社会福祉協議会では相談窓口を一元化することにより市民の皆様の利便性を図ることを目的に、花巻市役所内に「総合相談センター」として**花巻中央地域包括支援センター・生活支援相談窓口を新館1階に移設**し業務を行うこととなりました。

●地域包括支援センターは、平成24年4月1日から花巻市社会福祉協議会が花巻市の委託を受け、市内5ヵ所に地域包括支援センターを開設して、地域にお住まいの高齢者の皆様やその家族の方の介護や福祉などのさまざまな悩みや相談事に対応しています。

※花巻中央地域（担当圏域：花北・花西・花南・花東・宮野目・矢沢地区）以外の包括支援センターは、従来通り現在の場所で業務を行います。

●生活支援相談窓口は、【生活困窮者自立促進支援モデル事業の自立相談支援・家計相談支援・就労支援相談】と【ふれあいの窓相談所】【たすけあい資金貸付相談】【生活福祉資金貸付相談】の各種相談業務を行います。

### 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、主任介護支援専門員、保健師(地域保健等に関する経験のある看護師)、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、総合的に高齢者を支えます。

#### 【介護予防ケアマネジメント】

要支援 1・2 と認定された人や、支援や介護が必要となる恐れの高い人が自立して生活できるよう、介護保険や介護予防等で介護の予防の支援をします。

#### 【総合相談】

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療等の相談に応じます。

#### 【包括的・継続的ケアマネジメント】

暮らしやすい地域になるため、様々な機関とのネットワークづくりを調整します。

#### 【権利擁護】

高齢者の方が安心していきいきと暮らせるように、成年後見制度の紹介や、消費者被害、虐待を早期に発見するなどの対応をします。

問い合わせ：花巻中央地域包括支援センター

生活支援相談窓口

☎ 24-7246 FAX 21-3785

☎ 22-6708

※ 裏面もご覧ください。

## ふれあいの窓相談所が市役所新館へ

市民の皆様方の悩みを的確にとらえて関係機関との連携を図りながら解決のお手伝いをいたしておりますが、相談窓口の一元化により、市民の皆様の利便性が図れるとして、4月1日から市役所新館で相談業務を行います。



開設場所	花巻市役所 新館1階「福祉事務所内」
開設時間	月曜日～金曜日 10:00～15:00 (上記時間は、ふれあいの窓専従相談員対応時間です)
相談方法	来所・電話・訪問
相談内容	家族問題、労働問題、医療問題、金銭問題等

## 生活困窮者自立促進支援モデル事業のご案内

生活に困窮されている方が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することを目的として、平成25年10月から花巻市の委託を受け、平成27年4月からの本格実施に向けて生活に困窮されている方の自立促進支援に取り組んでいます。

### 暮らしや仕事でお困りの方は、まず相談を

- 《 家族 》 母親の介護のために仕事を辞めたが、生活を維持できるかどうかわからない。
- 《 仕事 》 勤めていた会社が倒産してしまい、このままではローンも払えない。
- 《 健康 》 重い病気になってしまった。治療や入院など、これからの生活がとても心配。
- 《 将来 》 引きこもりの息子と暮らしているが、自分も高齢で、先々のことが不安。
- 《 生活 》 お金も食べ物も底をついてしまった。身寄りもなくどうしていいかわからない。

## 生活福祉資金利用のご案内

### ●この資金をご利用いただける世帯●

- ・低所得世帯：世帯の収入が一定基準以下の世帯（おおむね市民税非課税程度）
- ・障がい者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている世帯
- ・高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯

※上記の他にも要件がありますので、お問い合わせください

### ●貸付資金の種類●

- ①総合支援資金、②福祉資金福祉費、③福祉資金緊急小口資金、④教育支援資金
- ⑤不動産担保型生活資金、⑥要保護世帯向け不動産担保型生活資金、⑦生活復興支援資金

### ●貸付条件●

- ・貸付利子 連帯保証人を立てた場合は「無利子」  
連帯保証人を立てない場合は「年1.5%」
- ・返済 一定の据え置き期間後に月賦等により返済
- ・連帯保証人 原則として1名

(来所相談の場合は、ご予約をお勧めします)



問い合わせ：☎ 22-6708

(花巻市役所 新館1階 福祉事務所内)